

財務省告示第九十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年四月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年五月十日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	用等	発行方法	振替単位	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十七年四月二十日	額面金額百円につき九十九円九	十六銭・一パーセント
利付国庫債券（二年）（第二百三十一回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	額面金額で九十二億円	九十一億九千六百三十二万円	五万円			

